

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来たすことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび千葉分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和4年6月6日

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

(事務局：千葉県総合企画部交通計画課内)

電話：043（223）2063

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名:千葉県分科会

協議年月日:令和4年5月25日

協議路線				関係市町村	分科会における協議結果	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
千葉中央バス株式会社	平山線	①鎌取駅・熊野神社 (水砂) ②鎌取駅・高根町整形外科 (水砂) ③鎌取駅・熊野神社 (平和公園) ④熊野神社・鎌取駅 (平和公園)	路線の廃止 (令和4年7月11日)	千葉市	影響は限定的であることから、申出どおり当該路線の運行を廃止する。	
千葉中央バス株式会社	千葉中線	①誉田駅北口・大椎台団地 (千葉中) ②誉田駅北口・千葉中 (平川) ③大椎台団地・千葉中 (土気駅)	路線の廃止 (令和4年7月11日)	千葉市	影響は限定的であることから、申出どおり当該路線の運行を廃止する。	